

# 災害時等における緊急・救援輸送に関する 協定書

## 災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書

高知県(以下「甲」という。)と一般社団法人 S.I.Net 会(以下「乙」という。)は、高知県内において、災害等が発生した場合(以下「災害時」という。)に、甲に対し乙が提供する業務等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時等に迅速な応急物資の輸送等を実施するため、乙が甲に対し回転翼航空機を用いた協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協力の要請)

第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 応急物資(医薬品、水、食料等)の輸送
- (2) 自治体内の災害状況調査(回転翼航空機による目視)及び関係機関への報告・連絡
- (3) 人員の搬送
- (4) その他、必要とする事項

### (協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

### (協力の要請手続き)

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、文書により乙に協力要請を行うものとする。ただし、それが困難な場合には、電話、ファックス等の可能な手段によることができるものとする。

- (1) 要請する協力の内容と規模等
- (2) 協力の期間
- (3) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

### (連絡責任者)

第5条 甲乙それぞれに連絡責任者を定めるものとする。また、甲乙ともに連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

### (報告)

第6条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務にかかる運航料を負担するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、業務実績を集計し、運航料を甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第10条 甲が負担する経費の価格は、別紙1のとおりとする。

(航空保険の扱い)

第11条 乙は回転翼航空機の派遣にあたり、乙の負担により航空保険に加入するものとし、派遣期間中に事故が発生した場合は、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。また、保険の適用を受けられない事故については、帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。

2 保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。

ただし、故意または重過失によって保険の適用が受けられなくなった場合は、帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。

(補償)

第12条 回転翼航空機の派遣期間中に生じた事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(支援体制の整備)

第13条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(平常時における協力体制)

第14条 甲及び乙は、災害時に協力が円滑に行えるよう、平常時から情報の共有、職員等の交流その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。

(実施細目)

第15条 この協定に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

2 この協定書は甲及び乙の合意に基づき随時改定することができる。

(協定期間)

第17条 この協定期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1か月までに甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合は、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年6月20日

(甲) 高知県  
高知県知事



(乙) 東京都千代田区九段北4-3-16  
一般社団法人 S.I.Net 会  
代表理事

